「マックスバリュ広東店」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

午前0時00分

名 称 マックスバリュ広東店

所在地 呉市広白石2丁目11308-1ほか

- 2 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前7時00分	午後12時00分	_
(変更後)		
開店時刻	閉店時刻	備考

午後12時00分

24時間営業

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車可能時間帯	備考
午前6時30分から午前0時30分まで	

(変更後)

駐車可能時間帯	備考
午前0時00分から午後12時00分まで	24時間

3 変更の年月日

平成29年3月1日

4 変更する理由

消費者の生活習慣の変化に対応するため

- 5 届出年月日
 - 平成29年2月7日
- 6 届出の縦覧場所

呉市産業部商工振興課(呉市中央四丁目1番6号)

呉市広市民センター(呉市広古新開二丁目1番3号)

呉市仁方市民センター(呉市仁方本町一丁目6番11号)

- 7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯
- (1) 期 間 本日から平成29年6月9日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を 除く。
- (2) 時間帯 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで
- 8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がそ

の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は, この公告の日から4月以内に市に対し, 次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成29年6月9日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課